

「業務高度化アクションプラン」

～これからの10年を見据えた運輸安全委員会事務局の取組～

1. 運輸安全委員会発足以降10年の取組
2. これからの10年を見据えた取組のテーマ
 - (1) 分析力・解析力の強化
 - (2) 発信力の強化
 - (3) 国際力の強化
 - (4) 組織力・個人力の強化
3. 取組の推進

令和元年10月
運輸安全委員会

令和元年10月
運輸安全委員会

これからの10年を見据えた
運輸安全委員会事務局のあり方について

「業務高度化アクションプラン」

1. 運輸安全委員会発足以降10年の取組

平成30年10月に発足10周年を迎えた運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の分野において、適確な調査により事故等及びその被害の原因究明を徹底して行い、勧告及び意見の発出、並びに事実情報提供等の発信を通じて、必要な施策または措置の実施を求めることにより、事故防止及び被害の軽減に寄与してきました。

具体的には、平成24年3月に「運輸安全委員会のミッション」及び「4つの行動指針」（別紙参照）とともに掲げた「業務改善アクションプランの具体的な対応策」の改訂を重ね、組織問題といった事故の背景にも留意しながら、科学的かつ客観的な調査を実施し、事故等調査報告書を分かりやすく早期に公表する観点から、航空、鉄道、船舶の分野ごとの事故等調査マニュアル整備や、事故等調査報告書の記載方法の改善、英訳期間の短縮、特別様式の適用に取り組んできました。

（資料1：「業務改善アクションプランの到達状況」参照）

また、適時適切な情報発信の観点から、事故調査の過程で得られた再発防止に資する安全情報の提供や、社会的関心の高い事案における調査進捗状況等の発信に取り組んできたほか、被害者支援の一環として、被害者やご家族等の方々的心情にも深く思いをいたし、事故調査に関する情報提供を行うことについても取組を重ねてきました。

このように、当委員会によるこれまでの取組には一定の成果が認められる一方で、多くの方々から、事故等調査報告書の早期公表や、より有効な安全対策の発信など、運輸の安全を推進する観点から、これまで以上の期待や要請が寄せられているところです。

2. これからの10年に向けた取組のテーマ

これらの期待や要請を真摯に受け止め、確実に応えていくとともに、交通・運輸の安全確保をより一層推進するとの観点から、これからの10年を見据えた運輸安全委員会事務局のあり方について、発足10周年を契機に、組織を挙げて検討に取り組みました。

その結果、機能面で3つの柱、「分析力・解析力の強化」、「発信力の強化」及び「国際力の強化」を設定し、これらを実現するために「組織力・個人力の強化」の観点を加え、これまで以上に質の高い目標を設定して、次のとおり新しい業務改善の取組を推進することとします。

(1) 分析力・解析力の強化

① 科学的、客観的な解析力の強化

関係者からの聞き取り情報に加えて、記録されている様々なデータや映像等の科学的、客観的な解析を強化し、その比重を高めることによって、より確実性の高い分析や原因究明に取り組むため、引き続き事故調査の基点となる解析能力の高度化を追求する。

② ヒューマンファクター分析の強化

外部機関との連携、研修等を通して人間の能力特性、心理的傾向等について理解を深めるとともに、事案に適したヒューマンファクター分析手法を取り入れるほか、関係者からの聞き取り方法などの調査能力向上や事故等の背後要因究明の能力向上に取り組む。また、分析の際に極めて重要な要素となっているヒューマンファクターについて、新たな分析手法の研究も含め取組を強化する。

③ 真の再発防止行動に繋がる「面的な分析」の強化

事故等の原因及び事故に伴って発生した被害の原因を究明するために、個別の事故等に係る事案のみを対象とする「点の分析」だけでなく、これまで蓄積されてきた事故等調査報告書を貴重なデータベースと捉え、過去に公表された事故等調査の蓄積からの類似事例の収集と、事故等に至らなかった対策事例などの情報収集を行うことも含め、同種・同様な事案との比較や、社会情勢等の変化などの様々な観点からの「面的な分析」にも取り組み、その結果を踏まえて、より有効な再発防止に役立つ安全対策を提言する。

④ 社会情勢等への対応に有益と思われる事故から得られる

示唆の整理

人口減少、少子高齢化、担い手不足、インフラ老朽化等の社会情勢等の変化や自然災害の激甚化、これらの対応策、支援策の一つともなり得るAI等、技術革新の急速な進展を念頭において、原因及び再発防止策をより深く分析する。

また、過去に公表された事故等調査の蓄積からの類似事例を総合的に分析し、社会情勢等の変化の背景など得られる示唆を航空、鉄道、船舶のモードを超えて整理し、運輸安全委員会ダイジェスト等により、事故と直接的に関係を有する事業者のみならず、当該分野の業界全体、更には他の分野の業界にも広く伝え、事故回避のための行動に結び付くような取組を展開する。

(2) 発信力の強化

① 勧告、意見等の適確な発出

事故等の防止または被害の軽減のために講ずべき施策や措置が必要と考えられる場合には、勧告や意見等を適確に発出する。

② 被害者等への適時・適切な情報提供

被害者やそのご家族、ご遺族の心情に十分配慮し、事故調査に関する情報を適時適切に提供するとともに、ご意見などに丁寧に対応

する。

③ 事故等調査報告書の早期公表

事故調査官に対する研修・訓練の充実により調査能力の高度化を図るとともに、事案に応じて機動的、集中的に事故調査官の配置を行うこと等により、事故等調査報告書の早期公表を実現する。

④ 経過報告、事実情報の積極的発信

今後は、運輸安全委員会設置法の一部改正により、調査終了前でも勧告が発出可能となることも意識して、経過報告や事実情報をより積極的にタイムリーに発信する。

⑤ 面的な分析から得られる安全対策、及び社会情勢等への対応に有益と思われる事故から得られる示唆の積極的発信

面的な分析から得られる安全対策や、過去の同種・同様な事案の比較等を行って得られる社会情勢等への対応に有益な示唆について、運輸安全委員会ダイジェスト等により、事故と直接的に関係を有する事業者のみならず、当該分野の業界全体、更には他の分野の業界にも広く伝え、事故回避のための行動に結び付くような取組を展開する。

また、航空、鉄道、船舶のモードを超えたシンポジウムや運送事業者等との意見交換会の開催や、外国事故調査機関との共有等にも活用する。

(3) 国際力の強化

① 事故調査実施における国際連携の強化

事故調査の多くは、関係国の事故調査機関との連携、協力のもとに行われるものであることから、今後は、国産ジェット旅客機の就航を見据えて「設計・製造国」、「就航国」、「飛行経路下の国」等との協力関係を構築し、連携強化を図るとともに、国際船舶事故調査の際の情報交換に係る体制を構築する。

② 国際基準化のリード役を目指したネットワーク作り

I C A O（国際民間航空機関）及びI M O（国際海事機関）の事故調査に係る国際基準化会議等に積極的に参画し、世界／アジアの事故調査機関会議におけるプレゼンスを向上する。

また、国際クルーズ船に係る事故対応を行う際の課題と国際連携の枠組みのあり方について問題提起を行う。

③ アジアを中心とした国際協力強化

インフラシステムの海外展開において日本の技術力・ブランド力のベースとなる安全・安心について、これを支える要素の一つである事故調査の領域における人材育成を支援する。

（４）組織力・個人力の強化

① 組織力の強化

組織全体が活性化するような自由闊達な意見交換の重要性を意識するとともに、現状における最新の情勢や課題について共通認識を持ち、組織づくりに寄与する取組を展開する。

また、事故等調査における事務官の支援を拡充するため、事故調査官と事務官の相互理解促進、双方の人事交流範囲を拡大する。

さらに、災害時を含め、大事故や複数モードにまたがる事故等発生時に、組織全体として適確に対応できるよう、マネジメント機能の強化及び対処能力の向上を図る。

このような観点から、東京事務所のみならず、事故等初動調査の支援等を行う地方事務所を含め、組織全体が一体となって総合力を発揮できるよう、業務環境の整備及び人事育成に取り組む。

② 個人力の強化

組織力の強化と合わせて、引き続き個々の職員の能力向上にも取り組む。とりわけ専門性が高い技術職については、長期的視野に立った人材確保・育成を戦略的に行うための具体的方策を策定する。

また、事故調査官や事務官の全職員が、自己が置かれた現状や、

期待されている役割を踏まえて自己研鑽に取り組むとともに、組織内の連携を強化するための教育・研修機会をより一層拡充する。

3. 取組の推進

平成24年3月に掲げた「業務改善アクションプランの具体的な対応策」については、これまでの取組により一定の成果が認められることから、今後は、「運輸安全委員会のミッション」及び「4つの行動指針」を堅持しつつ、これから10年間の運輸安全委員会事務局のあり方として策定したこの「業務高度化アクションプラン」に改訂することとし、取組を着実に進めていくこととします。

【 参 考 資 料 】

運輸安全委員会事務局のあり方に関する検討では、有志職員が参集し、組織の枠を超えた自由闊達な討議を行うとともに、地方事務所を含む全職員を対象とした意識調査にも取り組みました。

その結果、これまで掲げてきた「運輸安全委員会のミッション」及び「4つの行動指針」を事故等調査のあり方（組織目標）として職員一人一人があらためて見つめ直すとともに、運輸安全委員会が事故等再発防止のために果たしてきた役割をより高度化し、さらに信頼性の高い組織へと継続的に業務改善していく必要性を確認しました。その検討内容を参考として添付します。

1. 組織目標（ミッション及び行動指針）の更なる追求

（1） 適確な事故調査の実施

- ① 事故等調査に当たっては、個々の事故等の性格を十分に考慮しつつ、これを発生させるに至った組織問題のような背景事情にまで深く掘り下げることとする。
- ② 事故等調査において、事故等関係者からの口述に過度に依存することなく、科学的、客観的な解析に重点的に取り組み、そのウェイトを高めることを通じて、実質的な論拠による裏付けを有する勧告や意見の発出につなげる。
- ③ その社会的影響の甚大さに鑑み、迅速性が強く求められる事案に対してはリソース（要員、予算など）の重点配置を行うなど、事故等調査の進捗管理（業務マネジメント）をきめ細やかに実施し、事故等発生から報告書公表に至るまでの平均期間を短縮する。
- ④ 迅速・円滑に調査を実施すべく、海外事故調査機関との緊密な連携・協力関係を確保する。
- ⑤ 運輸安全技術の発展に対応すべく、その動向をしっかりとフォローし、これに十全に対応できるよう、分析手法、能力を不断に強化する。
- ⑥ 責任追及とは独立し、科学的・客観的手法を用いた事故調査を行うことにより、複雑多岐にわたる事故原因の究明を可能にする。
- ⑦ 安全・安心の確保等の観点から、事故等の原因、再発防止策に強い

関心を有する国民の存在を念頭に、分かりやすく読みやすい報告書の作成に努める。

(2) 適時適切な情報発信

- ① 事故の防止や被害の軽減を図るべく、国内外に対する勧告や意見の発信並びに事実情報提供などの発信を時宜を得た形で積極的に行う。調査過程において判明した事実は、その重要性、緊急性等を十分に考慮しつつ、定例記者会見の場を活用するなどして、早期公表に取り組む。
- ② ハザードマップの拡大、出前講座の普及などに取り組み、事故等調査により得られた成果を積極的に展開し、安全意識のより一層の向上につなげる。
- ③ 事故調査に係る国際基準化会議に積極的に参画するとともに、世界及びアジアの事故調査機関会議におけるプレゼンスを向上し、我が国の見解を国際場裡において積極的に発信する。

(3) 被害者の方々等への対応

- ① 二度と同種の事故等が発生することがないように、安全対策の可視化・規則化や安全対策強化に資する施設、設備等の整備をはじめ、真に実効性を有する再発防止策を打ち出す。
- ② 運輸安全委員会による被害者の方々等への対応に関し、その基本的な考え方、内容について理解を広げる。

(4) 円滑な業務遂行のための環境整備

- ① 地方事務所と東京事務局が一体となって組織全体としての総合力を発揮できるよう、業務環境を整備するとともに、これを可能にするための人材育成に取り組む。
- ② 意思決定に際しては、最新の課題、問題点等を組織全体で共有するとともに、組織全体の活性化という観点からも、自由闊達な議論を行うこととする。
- ③ 専門性の高い技術職について、長期的視野に立った人材確保・育成を戦略的に行うべく、そのための具体的方策について検討する。

- ④ 事故等調査における事務官の支援を拡充し、事故調査官と事務官による有機的な連携を確保すべく、事故調査官と事務官の相互理解を増進する。このような観点から、事故調査官と事務官の人事交流について範囲の拡大を検討する。
- ⑤ 災害時をはじめ、複数モードにまたがる事故等が同時多発的に発生した場合に、組織全体としての的確な対応を可能にすべく、マネジメント機能の強化及び対処能力の向上を図る。
- ⑥ 事故調査官及び事務官の全職員が、自己が置かれた現状、期待されている役割を考慮しつつ、絶え間なく自己研鑽に取り組むとともに、スキルアップ及び連携強化を可能にするための教育・研修の機会をより一層拡充する。

2. 新たな取組の方向性

- (1) 真の意味において、事故等の再発防止に向けた道筋を明確にするための分析を行い、関係主体に対し、実効性の高い再発防止行動のあり方を提示しうる機能の拡充・発揮に取り組む。
- (2) データ等、客観的事実に基づく有効な対策を発信することに加え、事故等調査機関としての独立性の維持・確保を大前提に、行政関係部局、関係事業者等との意思疎通を強化しつつ、各交通モードの実情に即した安全対策の構築を可能にする。
- (3) 報告書に記載した再発防止策の実施状況をフォローし、その実質的効果を把握するなど、関係部局等の連携により、再発防止策の実効性を不断に向上させるための取組を行う。

以 上

運輸安全委員会のミッション

私たちは、適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行い、勧告や意見の発出、事実情報の提供などの情報発信を通じて必要な施策又は措置の実施を求めることにより、運輸の安全に対する社会の認識を深めつつ事故の防止及び被害の軽減に寄与し、運輸の安全性を向上させ、人々の生命と暮らしを守ります。

運輸安全委員会の行動指針

1. 適確な事故調査の実施

組織問題といった事故の背景にまで深く掘り下げつつ、責任追及から分離された科学的かつ客観的な事故調査を実施し、迅速に報告書を作成します。その際、分かりやすさに心がけ、理解を助ける情報の提供に努めます。

2. 適時適切な情報発信

事故の防止や被害の軽減に寄与するため、国内外に対し勧告や意見の発出、事実情報の提供などの情報発信をタイムリーかつ積極的に行うとともに、事故調査の透明性確保の観点から情報の開示に努めます。

3. 被害者への配慮

被害者やそのご家族、ご遺族の心情に十分配慮し、事故調査に関する情報を適時適切に提供するとともに、ご意見などに丁寧に対応します。

4. 組織基盤の充実

あらゆる機会をとらえて、調査手法に対する総合的な理解をはじめとした個々の能力の向上に努めるとともに、組織全体が活性化するように、自由に意見を交換し、問題を共有できる組織づくりに努めます。